

## 生駒市どこでも講座実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民で構成される団体等が開催する学習活動等の場に、市職員を講師として派遣し、市政情報等を提供する生駒市どこでも講座（以下「どこでも講座」という。）を実施することにより、市民の市政に対する理解や関心を深めることを目的とする。

### (対象)

第2条 どこでも講座を利用できる者は、市内に在住し、在勤し、又は在学する者を主たる構成員とし、どこでも講座の開催に際し、おおむね10人以上の参加者を設定できる団体及びグループ（以下「団体等」という。）とする。

### (内容)

第3条 どこでも講座の内容は、市長が別に定める。

### (講師)

第4条 どこでも講座における講師は、市職員とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

### (開催日時及び場所)

第5条 どこでも講座の開催日は、12月28日から翌年の1月5日までの日を除く日で、開催時間は、午前10時から午後9時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 どこでも講座の開催場所は市内に限るものとし、どこでも講座開催に係る会場はどこでも講座を利用しようとする団体等の代表者（以下「代表者」という。）の責任において確保するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、どこでも講座の内容が施設見学を伴う場合の開催日時は、当該施設の認める日時とする。

### (申込み)

第6条 代表者は、どこでも講座を利用しようとする日の原則20日前までに生駒市どこでも講座申込書(様式第1号)を、市長に提出するものとする。

### (決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、内容、日時等について調整の上、どこでも講座の実施の可否を決定し、生駒市どこでも講座決定通知書(様式第2号)により代表者に通知するものとする。

2 市長は、どこでも講座の実施を決定する場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(講師派遣の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、どこでも講座を実施しないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。

(2) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。

(3) 要望、陳情の場となるおそれのあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱の目的に反するおそれがあるとき。

(変更等の申込み)

第9条 第7条の規定によりどこでも講座の実施の決定を受けた代表者は、開催日時、場所その他申込事項に変更があったとき又はどこでも講座の利用を取り消そうとするときは、速やかに生駒市どこでも講座変更(取消)届(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(変更等の決定)

第10条 市長は、前条の規定による変更等の届出があり、これを承認する場合は、速やかに生駒市どこでも講座変更(取消)承認通知書(様式第4号)により代表者に通知するものとする。

(講師派遣料等)

第11条 どこでも講座への講師派遣に要する費用は、無料とする。ただし、会場使用料、材料費その他どこでも講座に要する費用については、どこでも講座を利用する団体等の負担とする。

(講師の派遣に伴う事務)

第12条 講師の派遣に伴う事務については、当該派遣に係るどこでも講

座の内容を所管する課が行う。

(結果報告)

第13条 団体等は、講座修了後に生駒市どこでも講座受講結果報告書(様式第5号)を作成し、市長に提出しなければならない。

(庶務)

第14条 どこでも講座に関する総括事務は、市長公室広報広聴課が行う。

(学校・幼稚園への出前授業)

第15条 学校・幼稚園への出前授業については、生駒市教育委員会が定める市職員による公立学校等への出前授業実施要領(平成17年4月1日施行)によるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、どこでも講座の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。